

令和7年5月9日

関係者 各位

千葉運輸支局輸送担当

事業用自動車等連絡書の取扱いについてのお知らせ

平素より国土交通行政にご理解ご協力いただきありがとうございます。

事業用自動車等連絡書の取扱いにつきましては、全て千葉運輸支局輸送担当を經由していただいておりますが、令和7年6月1日より、習志野自動車検査登録事務所、野田自動車検査登録事務所、袖ヶ浦自動車検査登録事務所のそれぞれが管轄する車両で、以下の手続きについては登録担当においても事業用自動車等連絡書の経由することが出来るようになりましたのでお知らせいたします。

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の車両の代替
(最大寸法等の変更を伴わないものに限る)
- ・一般乗用旅客自動車運送事業の車両の代替
(条件等の変更を伴わないものに限る)
- ・貨物自動車運送事業の車両の代替
(事業用自動車の種別及び種別ごとの数の変更を伴わないものに限る)
- ・貨物軽自動車運送事業の車両の代替
- ・レンタカーの代替
(乗車定員11人以上の車両に限る)

なお、千葉運輸支局輸送担当においても、従前通り事業用自動車等連絡書を取り扱っておりますので、よろしくお願いいたします。

御不明な点等ございましたら、下記の連絡先にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

千葉運輸支局輸送担当 菅井、大上

TEL: 043-242-7336 (内線: 2)

FAX: 043-244-0760